

 <p><b>1 貧困をなくす</b></p> <p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	<p>ターゲット</p> <p>1.1 2030年までに、現在1日125ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。</p> <p>1.2 2030年までに、各國定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。</p> <p>1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。</p> <p>1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての性別及び性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及び他の他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンス含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるようになる。</p> <p>1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性(レジリエンス)を強化し、気候変動に適応する種々な気象現象やその他の経済、社会、環境のショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。</p> <p>1.a あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給機からの相当量の資源の貢献を確保する。</p> <p>1.b 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。</p>
	<p>2 貧困をゼロに</p>  <p>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>
 <p><b>3 すべての人に健康と福祉を</b></p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	<p>ターゲット</p> <p>3.1 2030年までに、世界の妊婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。</p> <p>3.2 全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことをを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満の予防可能な死を根絶する。</p> <p>3.3 2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び頗る知らない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水痘感染症及びその他の感染症に対処する。</p> <p>3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。</p> <p>3.5 薬物乱用やアルコールの有害な損害を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。</p> <p>3.6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。</p> <p>3.7 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壤の汚染による死亡及び疾病的件数を大幅に減少させる。</p> <p>3.8 全ての国々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高い安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。</p> <p>3.9 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壤の汚染による死亡及び疾病的件数を大幅に減少させる。</p> <p>3.a 全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組約束の実施を適宜強化する。</p> <p>3.b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染症及び非感染症疾患のワクチン及び医療の研究開発を支援する。また、知的所有権の質に関するドーハ宣言に従い、妥協な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかる「知的所有権の質問題」に関する協定(「TRIPS協定」)の柔軟性に応じて開発途上国との連携を確約したものである。</p> <p>3.c 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発、訓練及び定着を大幅に拡大させる。</p> <p>3.d 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警報、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。</p>
	<p>4 質の高い教育をみんなに</p>  <p>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p><b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b></p> <p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>	<p>ターゲット</p> <p>5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別の撤廃する。</p> <p>5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。</p> <p>5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。</p> <p>5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各國の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。</p> <p>5.5 政治・経済・公共分野でのあらゆるレベルでの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。</p> <p>5.6 國際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。</p> <p>5.a 女性に対し、経済的資源に対する専門の権利、並びに各國に従事するオーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。</p> <p>5.b 女性の能力強化を通じて、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。</p> <p>5.c ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。</p>
	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>  <p>すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>

<b>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</b>  <p>すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<b>ターゲット</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代のエネルギー・サービスへの普遍的アクセスを確保する。</li> <li>7.2 2030年までに、世界のエネルギー・ミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。</li> <li>7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。</li> <li>7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。</li> <li>7.b 2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギー・サービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。</li> </ul>
---	--

<b>8 働きがいも 経済成長も</b>  <p>すべての人のための持続的、包括的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p>	<b>ターゲット</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を維持させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。</li> <li>8.2 高付加価値セクターや労働契約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。</li> <li>8.3 生産活動に適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。</li> <li>8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。</li> <li>8.5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての労働力及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。</li> <li>8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の削減を大幅に減らす。</li> <li>8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隸制、人身売買を終了するための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。</li> <li>8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状況による労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</li> <li>8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・商品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。</li> <li>8.10 全国の金融機関の能力を強化し、全ての人の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを広げる。</li> <li>8.a 後発開発途上国への貿易開拓技術支援のための拡大統合フレームワーク（GIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。</li> <li>8.b 2020年までに、若年雇用のための世界的な戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事をに関する世界協定の実施を展開・運用化する。</li> </ul>
---	---

<b>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</b>  <p>強靭なインフラを整備し、包括的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>	<b>ターゲット</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能な強靭（レジリエント）なインフラを開発する。</li> <li>9.2 包括的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。</li> <li>9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやパリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。</li> <li>9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行なう。</li> <li>9.5 2030年までにイノベーションを促進せざることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を倍増させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。</li> <li>9.a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能な強靭（レジリエント）なインフラ開発を促進する。</li> <li>9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の中における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。</li> <li>9.c 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る。</li> </ul>
--	---

<b>10 人や国の不平等 をなくそう</b>  <p>国内および国家間の格差を是正する</p>	<b>ターゲット</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>10.1 2030年までに、各國の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。</li> <li>10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出身、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</li> <li>10.3 差別的な法律、政策及び慣習の撤廃、並びに適切な憲法法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。</li> <li>10.4 税制、貢金、社会保険政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。</li> <li>10.5 世界金融市場と金融機関に対する規制とミニマリズムを改築し、こうした規制の実施を強化する。</li> <li>10.6 地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国への参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。</li> <li>10.7 計画に基づき強く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規範的かつ責任ある移住や流動性を促進する。</li> <li>10.a 世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。</li> <li>10.b 各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び満額直接投資を含む資金の注入を保護する。</li> <li>10.c 2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を超える送金経路を撤廃する。</li> </ul>
--	--

<b>11 住み続けられる まちづくりを</b>  <p>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする</p>	<b>ターゲット</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>11.1 2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的なサービスへのアクセスを確保し、スマートを改善する。</li> <li>11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。</li> <li>11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市を開拓し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</li> <li>11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。</li> <li>11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的な経済損失を大幅に減らす。</li> <li>11.6 2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</li> <li>11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</li> <li>11.a 各国・地域規模の開拓計画を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを構築する。</li> <li>11.b 2020年までに、開拓計画の実施に伴う開拓費用の負担を最小限に抑えるための税制改正を実施する。</li> <li>11.c 財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能な強靭（レジリエント）な建造物の整備を支援する。</li> </ul>
---	---

<b>12 つくる責任 つかう責任</b>  <p>持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>	<b>ターゲット</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>12.1 開発途上国における開拓状況や危機を踏ましつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YPP）を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。</li> <li>12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。</li> <li>12.3 2030年までに小麦・消費レベルにおける世界全体の一人口当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。</li> <li>12.4 2020年までに、合意された国際的枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。</li> <li>12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</li> <li>12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な公共調達の慣行を導入し、持続可能な開拓に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。</li> <li>12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。</li> <li>12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開拓及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。</li> <li>12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。</li> <li>12.b 適用創出、地方の文化振興・產品販促につながる持続可能な観光業に対する持続可能な開拓もたらす影響を測定する手法を開発・導入する。</li> <li>12.c 開発途上国での特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開拓に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有効な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各國の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、漁業的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。</li> </ul>
--	--

 <p><b>13 気候変動に 具体的な対策を</b></p>	ターゲット
	13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
	13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
<p>13.a 重要な編と行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で負担するという、UNFCCCの先進的議約によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。</p> <p>後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に隔離されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するカーニバムを推進する。</p> <p>13.b 国際気候変動取組委員会（UNFCCC）が、気候変動への世界的な対応について交渉を行う一連の国際的、政府間対話の場であると認識している。</p>	

 <b>14 海の豊かさを 守ろう</b>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ターゲット</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。</td></tr> <tr> <td>14.2 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な影響を回避するため、強制性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生物多様性の保護のための取組を行う。</td></tr> <tr> <td>14.3 あらわるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。</td></tr> <tr> <td>14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や過漁・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁法を終了し、科学的立場計画を実施する。</td></tr> <tr> <td>14.5 2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸地域及び海域の10パーセントを保全する。</td></tr> <tr> <td>14.6 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、過渡・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。</td></tr> <tr> <td>14.7 2030年までに、漁業、水産業及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的效益を増大させる。</td></tr> <tr> <td>14.8 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国及び後発開発途上国における海洋生物多様性の寄与へのため、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを策定しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海運技術の移転を行う。</td></tr> <tr> <td>14.b 小規模、沿岸地帯漁業者に対する、海岸資源及び港湾へのアクセスを提供する。</td></tr> <tr> <td>14.c 「我々の求めた未来」のパラ15において想定されるところにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のためのための枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されたり国際法を実施することにより、漁業及び漁業資源の保全及び持続可能な利用を達成する。</td></tr> </tbody> </table>	ターゲット	14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	14.2 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な影響を回避するため、強制性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生物多様性の保護のための取組を行う。	14.3 あらわるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。	14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や過漁・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁法を終了し、科学的立場計画を実施する。	14.5 2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸地域及び海域の10パーセントを保全する。	14.6 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、過渡・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。	14.7 2030年までに、漁業、水産業及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的效益を増大させる。	14.8 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国及び後発開発途上国における海洋生物多様性の寄与へのため、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを策定しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海運技術の移転を行う。	14.b 小規模、沿岸地帯漁業者に対する、海岸資源及び港湾へのアクセスを提供する。	14.c 「我々の求めた未来」のパラ15において想定されるところにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のためのための枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されたり国際法を実施することにより、漁業及び漁業資源の保全及び持続可能な利用を達成する。
ターゲット												
14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。												
14.2 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な影響を回避するため、強制性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生物多様性の保護のための取組を行う。												
14.3 あらわるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。												
14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や過漁・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁法を終了し、科学的立場計画を実施する。												
14.5 2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸地域及び海域の10パーセントを保全する。												
14.6 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、過渡・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。												
14.7 2030年までに、漁業、水産業及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的效益を増大させる。												
14.8 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国及び後発開発途上国における海洋生物多様性の寄与へのため、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを策定しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海運技術の移転を行う。												
14.b 小規模、沿岸地帯漁業者に対する、海岸資源及び港湾へのアクセスを提供する。												
14.c 「我々の求めた未来」のパラ15において想定されるところにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のためのための枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されたり国際法を実施することにより、漁業及び漁業資源の保全及び持続可能な利用を達成する。												

<b>15</b> 陸の豊かさも 守ろう	<p><b>ターゲット</b></p> <p>2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれへのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。</p> <p>15.1 2020年までに、あらわる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。</p> <p>15.2 2020年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壤を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。</p> <p>15.3 2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壤を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。</p> <p>15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な利益をもたらす山地生態系の機能を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の健全を確保を行う。</p> <p>15.5 自然生態系の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。</p> <p>15.6 國際合意に基づき、道徳基準の利用から生ずる利益の公正かつ公平な配分を推進するとともに、道徳資源への適切なアクセスを推進する。</p> <p>15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。</p> <p>15.8 2020年までに、外来種の侵入を阻止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行なう。</p> <p>15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。</p> <p>15.a 生物多様性と生態系の持続可能な利用のため、あらわる資源からの資金の貢献及び大幅な増額を行う。</p> <p>15.b 保全と再構成を含む持続可能な森林生態系を推進するため、あらわるレベルのあらわる供給源から、持続可能な森林经营のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与とのための相当の資源を負担する。</p> <p>15.c 持続的な生産計画を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護率の密度及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。</p>
-------------------------	--

	<b>16 平和と公正を すべての人に</b>	<p><b>ターゲット</b></p> <p>16.1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に間接する死亡率を大幅に減少させる。</p> <p>16.2 子供に対する虐待、搾取、取り引き及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。</p> <p>16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。</p> <p>16.4 2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。</p> <p>16.5 あらゆる形態の汚職や賄賂を大幅に減少させる。</p> <p>16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を開発させる。</p> <p>16.7 あらゆるレベルにおいて、対的的、目的的、参加型及び代表的の意思決定を確保する。</p> <p>16.8 グローバル・ガバナンス機関の開発途上国への参加を拡大・強化する。</p> <p>16.9 2030年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分認定を提供する。</p> <p>16.1 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保護する。</p> <p>16.a 特別開発途上において、暴力の防止、テロリスト、犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。</p> <p>16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。</p>
---	-----------------------------	---

## 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

17 パートナーシップで目標を達成しよう

	ターゲット
資金	
17.1	課税及び徵稅能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援などを通じて、国内資源の动员を強化する。 先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比7.0%、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15～0.20%にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコットメントを完全に実施する。ODA供与額が、少なくともGNIの20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
17.2	複数の財源から、開発途上国のために追加の資金資源を動員する。
17.3	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再構築の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国(HIPC)の対外債務への対応により債務リカバリーを経験する。
17.4	後発開発途上国へのための投資促進枠組みを導入及び実施する。
技術	
17.6	科学技術イノベーション(STI)及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的、国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全般的な技術促進カニズムなどを通じて、相互に合意した多様性において知識共有を進める。
17.7	開発途上国に対し、譲付的、特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び技術を促進する。
17.8	2017年までに、後発開発途上国のために技術バンク及び科学技術イノベーション能効構築カニズムを完全運用させ、情報通信技術(ICT)をはじめとする実現技術の利用を強化する。
キャビティ・ビルディング	
17.9	全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力を通じて、開発途上国における効果的かつしづらった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。
貿易	
17.1	ドーハ・ラウンド(DDA)交渉の妥結を含むWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
17.1	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国シェアを倍増させる。
17.1	後発開発途上国から輸入に対する特恵的な原産地規則が透明かつ簡略かつ市場立派の円滑化に寄与するものとなるようすることを含む世界貿易機関(WTO)の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無紛の市場アクセスを譲渡実施する。
体制机制	
政策・制度的整合性	
17.1	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
17.1	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
17.2	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各國の政策空間及びリーダーシップを尊重する。
マルチステークホルダー・パートナーシップ	
17.2	全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
17.2	さまざまのパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
データ、モニタリング、説明責任	
17.2	2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所持、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他の各国情に適応する属性別の率が高く、タイアップから信頼できるある統計型データの入手可能性を向こさせる。
17.2	2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開拓する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。